石巻信用金庫

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定取得について

石巻信用金庫(理事長 高橋 賢志)は、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けましたのでお知らせいたします。

中小企業経営力強化支援法は、多様化した中小企業の経営課題に対応すべく、専門性の高い支援を行う観点から創設されたもので、金融・税務・企業財務等に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者を支援機関として認定することで、支援の担い手を多様化・活性化させ、専門性の高い支援体制を整備することを目的としています。

当金庫は、経営革新等支援機関の認定を受けたことから、今後とも中小企業のお客様からの相談等に積極的に対応し、より一層きめ細かなコンサルティング機能の発揮に取組んでまいります。

記

- 1.認定日 平成24年11月5日(月)
- 2.経営革新等支援機関の支援業務具体例経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、創業支援、事業承継、M&A、事業再生支援、経営相談等
- 3 . 経営革新等支援業務窓口 営業店全店の融資窓口
- 4 . 経営革新等支援機関認定の具体的な効果 独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家派遣等 信用保証協会「経営力強化保証制度(信用保証料の優遇)」による支援

以上

